

令和8年度新エネルギー推進に係る技術開発支援事業運営事務局募集要項

1 目的

東京都では、2050年のゼロエミッションに向け、東京の社会的な特性等に応じた新エネルギー及び当該エネルギーシステム等の開発・普及を強力に推し進めていく必要がある。

そこで、新エネルギーに係る技術開発等を支援することにより、脱炭素社会の実現、関連産業と経済の発展、安定的で経済合理性のあるエネルギー供給体制の構築、更には関連分野における日本の国際競争力向上等に貢献する新エネルギー推進に係る技術開発支援事業を実施要綱（令和4年10月26日付4産労産新第177号）に基づき実施する。

本事業では、新エネルギー推進に係る技術開発支援事業を効率的かつ効果的に実施できるように、運営事務局を担う事業者を募集し委託を実施ため、募集に係る規定を制定する。

2 委託業務の概要

(1) 件名

令和8年度新エネルギー推進に係る技術開発支援事業運営事務局業務委託

(2) 履行場所

公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が指定する場所

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 業務内容

「仕様書」のとおり

(5) 契約上限額

¥211,200,000円（税込）

3 選定スケジュール

実施項目	実施時期・期間
① 公募・申込受付	令和8年2月2日（月）から 令和8年2月6日（金）17時まで
② 質疑受付	令和8年2月2日（月）から 令和8年2月6日（金）17時まで
③ 質疑回答（電子メールにて一斉回答）	令和8年2月10日（火）
④ 企画提案書等受付	令和8年2月5日（金）から 令和8年2月19日（木）17時までの間
⑤ 選定委員会	令和8年3月3日（火）から 令和8年3月6日（金）までの間
⑥ 審査結果通知（予定）	3月中旬（予定）

4 企画提案の応募資格

応募する事業者は、次の条件を全て満たすものとする。

- (1) 本業務を遂行するために必要とされる資格・業務経験を有する者を配置することができる者であること。
- (2) 本業務を円滑に遂行するために必要な体制を確保できる者であること。
- (3) 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成 18 年 4 月 1 日付 17 財経総第 1543 号）に基づく指名停止又は競争入札参加資格の取消しの期間中でないこと。
- (4) 次に掲げる個人又は団体でないこと。
 - ① 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
 - ③ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの
 - ④ 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく排除措置の期間中である者

5 応募方法

応募者は、応募申請書 1 部（様式 1）を令和 8 年 2 月 6 日（金）17 時までに次に記載の提出先に提出すること。（必着）

(1) 提出先

〒163-0817 東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NS ビル 17 階
公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
都市エネ促進チーム

【提出先メールアドレス】 toshiene2@tokyokankyo.jp

(2) 提出方法

郵送、メール添付のいずれかの方法

※申請受理の返信はありません。受理の確認についてはメールにてお問い合わせください。

※申請書類に押印は不要です。

6 質疑の受付と回答

(1) 質疑受付期間と回答

- ・質疑は令和 8 年 2 月 6 日（金）17 時までに 質問票（様式 2）により行うこと。
- ・質疑に対する回答は、令和 8 年 2 月 10 日（火）に、応募者全員にメールにて通知する。

(2) 質問票の提出方法

電子メールにより提出すること。

【提出先メールアドレス】 toshiene2@tokyokankyo.jp

7 提案書等の提出

応募者は、次の資料を作成し、期間内に提出すること。また、本選考は業務適格者を選定するものであるため、具体的な作業は、企画提案書に記載された内容を反映しつつも、発注者との協議に基づいて実施する。

(1) 提出書類一覧

ア 企画提案書等提出届（様式3）・・・A4縦1枚 1部

所在地、会社名を記入するとともに代表社名を記載すること。

イ 会社概要書（様式4）・・・A4縦1枚 1部

令和8年2月1日現在の状況を記載すること

ウ 業務実績（様式5）・・・A4縦2枚まで 12部

令和8年2月1日を起点として、過去5年間の発注による受託実績を記載すること。記載は4件以内とする。

エ 企画提案書・・・A4横 次の（ア）～（ウ）を合わせて12枚まで 12部

様式は任意とし、左上1箇所をホチキス止めして作成すること。

（ア） 表紙・・・1枚

用紙中央に件名、下段に会社名を記載すること。

（イ） 本委託業務の実施体制、審査体制、事業者発掘内容と方法及び過年度採択事業者への支援内容・方法に関する記載・・・10枚まで

（ウ） 実施スケジュール・・・1枚

※今までの事業の実施スケジュールを参考に作成すること。

オ 本業務の実施体制と配置予定者の経歴（様式6）・・・A4縦1枚 12部

カ 応募事業者の会計決算書（貸借対照表、損益計算書）・・・1部

対象年度は令和5年度及び令和6年度の2年間とする。

キ 見積書（様式任意）・・・1部

（ア） 見積書の宛名は、「公益財団法人 東京都環境公社 理事長」とする。

（イ） 見積書に別紙「仕様書」5. 業務の内容の内訳を作成すること。なお、内訳書がない場合は、当該見積書を無効とする。

（ウ） 内訳書に出精値引きを記載しないこと。

ク 注意事項

ウ、エ及びオについて、提出部数12部のうち、5部は会社名及び商品名等が特定できる表記を入れないこと。

(2) 提出締切

令和8年2月19日（木）17時まで（必着）

(3) 提出先

〒163-0817 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル17階
公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
都市エネ促進チーム

【提出先メールアドレス】 toshiene2@tokyokankyo.jp

(4) 提出方法

持参又は郵送により書面を提出し、併せてメールにてPDFで提出すること。

8 選定基準

(1) 選考

提出書類及び選定委員会におけるプレゼンテーションの内容をもとに審査を実施し、最も評価の高い企画提案を特定（採用）する。

(2) 選定結果の通知

特定（採用）又は非特定（不採用）については、「3 選定スケジュール ⑥ 審査結果通知（予定）」の期日までに通知する。

(3) 審査項目・審査の観点

別添「契約事業者選定基準」のとおり

9 選定委員会の実施

(1) 日時

令和8年3月3日（火）から令和8年3月6日（金）までの間

※日時については別途通知する。

(2) 実施方法

公社会議室（新宿NSビル）にて実施予定 ※具体的な場所・来場方法については別途通知する。選定委員会は対面実施となるが、選定委員はオンライン（zoom）参加の場合もある。

(3) 審査時間

1社当たり30分程度（説明20分、質疑応答10分程度）

(4) 出席可能人数

各社3名以内

(5) プレゼンテーション

使用する資料は、提出した審査会用企画提案書の元データを用いることとし、追加資料は認めない。

(6) 選定方法

本募集要項「8 選定基準」に沿い、合目的性及び効果性等について総合的に審査する。

(7) その他

① 選定委員会の日時、実施方法及び審査日時の詳細については、企画提案書等提出届（様式3）に記載の担当者宛てに通知する。

② 説明資料の中に会社名及び商品名等が特定できる表記を入れないこと。

10 契約締結

審査の結果、最も評価の高い企画提案の応募者と、本業務委託に係る契約を締結する。

11 その他

(1) 本委託業務の内容については、仕様書を参照すること。

- (2) 応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- (3) 提出物は返却しない。
- (4) 採用された企画提案の提出物に係る所有権及び著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号））は公社に帰属するものとする。なお、企画提案の実施に当たり、第三者の権利に係る著作物を利用する場合には、当該著作物に係る一切の権利処理は、採用された応募者の費用及び責任において行うものとする。
- (5) 本委託業務の契約については、最も評価の高い企画提案の応募者の見積額をもって契約締結する。契約締結に際し、公社は受託者と協議の上、予定経費内で提案内容の一部を修正することができるものとする。
- (6) 審査経過等に関する問い合わせには応じないとともに、審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。
- (7) 本委託業務は、応募者への審査結果通知と同時に確定するものとする。

12 企画提案書の提出及び本件に関する問合せ先

〒163-0817東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿NSビル17階
公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター 温暖化対策推進課
都市エネ促進チーム

【提出先メールアドレス】 toshiene2@tokyokankyo.jp

令和 8 年度新エネルギー推進に係る技術開発支援事業運営事務局業務委託 契約事業者選定基準

公益財団法人東京都環境公社が発注する令和 8 年度新エネルギー推進に係る技術開発支援事業運営事務局業務委託に係る契約事業者選定基準については、次に掲げる方法による。

1 審査機関（所掌事項）

本業務委託の選考審査については、新エネルギー推進に係る技術開発支援事業運営事務局業務委託契約事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において実施する。

本審査は、仕様書等に記載している要求・要件を満たしているかという観点から、企画提案書など提出書類と応募事業者のプレゼンテーションの内容をもって委員会の委員が行う。

2 契約事業者選定基準

(1) 契約事業者の決定方法

審査において、採点された得点の合計点が最も高い者の企画提案を採用するものとする。ただし、合計点が最も高い者が 2 者以上いた場合には、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 審査・採点方法

審査は、「3 審査項目・審査の観点」に基づき採点を実施する。

合計点は 400 点とし、審査項目の配点に応じて得点を付与する。

なお、委員長が必要と判断した場合は、結果等について各委員と協議を行い、採点方法等について調整することができる。

各委員は、審査票により、各者の企画書案を各審査項目について次表のとおり 6 段階で評価し、採点する。各項目の配点に応じて評価点数を計算する。

6 段階評価	点数
非常に優れている	5 点
優れている	4 点
ふつう	3 点
劣る	2 点
非常に劣る	1 点
仕様内容を満たしていない	0 点

3 審査項目・審査の観点

委託業務の提案の評価については、仕様書及び「業務委託契約に係る総合評価契約実施要綱（第 17 条提案技術並びに見積価格の評価方法）」に基づき、次表のとおり行う。

	審査項目	評価項目	審査の観点
1	事業理解	本委託業務についての理解度	(1) 本助成事業の目的や東京という地域の特徴、東京・日本・世界が抱えるエネルギー問題を理解しているか。

2	提案内容	提案内容の具体性	(2) 本助成事業の目的に合致する申請者の発掘について、広くアプローチするための方法が示されているか。
			(3) 本助成事業の目的に合致する申請者の発掘について、受託事業者のコネクションを活用したアプローチ方法アプローチ先が具体的に明示されているか。
			(4) 申請者等からの問い合わせに対応するための具体的な方法が示されているか。
		提案の運用性	(5) 本助成事業の目的に合致する事業者を採択するために、公社が申請事業の良否を判断できる審査体制が明示されているか。
		提案内容の実現性	(6) 上記(2)から(5)までで提案された内容は実効性のあるものとなっているか。
		提案内容の拡張性	(7) 過年度採択された事業について、本助成事業の目的に合致するものとなるように、より効果的な事業内容とする改善案や手法について提案し実行する能力を有しているか。
(8) 本助成事業の目的を理解したうえで本助成事業の課題を適切に設定し、本助成事業の目的を達成するためにより効果的で実行可能な改善策を提案しているか。			
3	業務執行体制・推進能力	業務執行体制	(9) 本助成事業を無理なく遂行できる運用体制を構築できているか。
		企業の執行能力	(10) エネルギーに関連する技術や動向について、幅広い知見や関連する事業への従事経験を有しているか。
			(11) 過年度採択事業の内容を理解する能力を有しているか。
			(12) 本助成事業と類似の助成事業を運用・改善した実績があり、その実績を踏まえて本助成事業の運用と改善提案を行う能力を有しているか。
		(13) 申請者が申請事業を遂行できる経営能力や事業の実行体制を有しているか判断する能力を有しているか。	
配置予定技術者又は管理者の能力	(14) 本助成金事業の運用を担う人員は十分確保されており、各人員は本助成事業を適切に遂行する能力・業務経験を有しているか。		